

# 外来治療センターにおける急変時対応指針

## 1. 目的

外来治療センターでは、患者が安全に抗がん剤治療を受けられるよう、安全管理に努める。治療中は、アナフィラキシー、インフュージョンリアクション、血圧低下、呼吸困難、意識障害などにより、患者の状態が急変する可能性がある。

本指針は、急変時に職員が迅速かつ適切に対応することを目的とする。

## 2. 適用範囲

外来治療センターで抗がん剤治療等を受ける患者の急変時に適用する。

## 3. 基本方針

急変時は患者の安全を最優先とし、速やかに治療を中断するとともに、必要な処置と応援要請を行う。対応は、「急変時(過敏症発生等)の緊急対応」フローチャートに従う。

## 4. 急変時の対応

### 1) 患者の状態確認

患者の状態を確認し、必要に応じてバイタルサイン測定、酸素投与等の初期対応を行う。

### 2) 治療の中断

抗がん剤等の投与中に急変した場合は、速やかに投与を中断する。

### 3) 医師への連絡

担当医または主治医へ速やかに連絡する。

### 4) 緊急応援の要請

患者の状態に応じて、院内の緊急コールを要請する。

### 5) フローチャートに沿った対応

「急変時(過敏症発生等)の緊急対応」フローチャートに沿って、救急対応を行う。

## 5. 急変後の対応

患者の状態が安定した後、担当医または主治医が状態を評価し、帰宅、外来での経過観察、入院による治療・経過観察、救急診療等への移行を判断する

## 6. 急変事例の報告・情報共有

急変事例が発生した場合は、所定の報告ルートに従って関係部署へ報告する。また、必要に応じて発生状況、対応内容、患者の経過等を共有し、今後の安全対策に活用する。

## 7. 急変時対応に関する研修

急変時に迅速かつ適切に対応できるよう、急変時対応に関する研修・訓練を少なくとも年 1 回実施する。研修には、急変時対応フローチャート、緊急連絡体制、アナフィラキシー等の初期対応、救急蘇生等を含める。

## 8. 指針の策定・改訂

本指針は、化学療法委員会において策定する。

法令・通知・ガイドライン、院内体制の変更、急変事例の検証等を踏まえ、必要に応じて化学療法委員会で見直し、改訂する。

2026 年 8 月 25 日作成  
化学療法委員会